

令和3年12月20日

**雲 仙 市**

担当課	総務部 人事課
担当者	参事補 林田 貴光
電 話	0957-38-3111
F A X	0957-38-3514

「令和3年第4回雲仙市議会定例会に追加上程する議案」について

このことについて、現在開会中の雲仙市議会定例会に、別紙のとおり議案を追加して上程しますのでお知らせいたします。

記

- 1 議案件数 3件
- 2 上 程 日 令和3年12月21日（火）
- 3 送付枚数 6枚（この用紙を含む。）
- 4 お 願 い 事業の詳しい内容のお問い合わせは、事業担当課へお願いいたします。

令和3年第4回雲仙市議会定例会提出議案一覧表（追加）

議案番号	事 件 名
議案 第 128 号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案 第 129 号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案 第 130 号	令和3年度雲仙市一般会計補正予算（第13号）案について

議案 第 128 号 損害賠償の額の決定及び和解について

（市民生活部 危機管理課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、令和3年8月11日からの大雨による雲仙小地獄地区の土砂災害における救助及び捜索活動において破損した民間所有物について、次のとおり被害者と示談を行うため損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うことについて、議会の議決を求める。

○損害賠償の額 723,613円

議案 第 129 号 損害賠償の額の決定及び和解について

（市民生活部 危機管理課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、令和3年8月11日からの大雨による雲仙小地獄地区の土砂災害における救助及び捜索活動において破損した民間所有物について、次のとおり被害者と示談を行うため損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うことについて、議会の議決を求める。

○損害賠償の額 2,082,750円

議案 第 130 号 令和3年度雲仙市一般会計補正予算（第13号）案について

（総務部 財政課）

補正前予算額	36,583,594	千円
補正予算額	351,593	千円
補正後予算額	36,935,187	千円

一般会計(9 消防費)

1 暮らしと安心

災害対策事務費

●事業目的

地震や大雨等による自然災害から市民の生命財産を守るため、自主防災組織の育成、防災情報体制の強化を図る。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 令和3年8月11日からの大雨による雲仙小地獄地区の土砂災害における救助及び捜索活動において破損した民間所有物の損害賠償を行うため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
55,965	2,807	58,772

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	諸収入等	一般財源	
2,807					2,807	補償、補填及び賠償金 2,807
(58,772)				(11,489)	(47,283)	
(財源割合)				(20%)	(80%)	

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

・概要	令和3年8月11日からの大雨により雲仙小地獄地区で発生した土砂災害における救助及び捜索活動において、重機にて土砂等を移動させながら捜索活動を続けたため、株式会社青雲荘駐車場の舗装、手摺り、樹木及び駐車場に駐車されていた個人所有の車両を破損したものの。
・相手方	株式会社青雲荘、市内在住の1名
・損害賠償額	2,806,363円
・賠償の内容	青雲荘駐車場の舗装面、手摺り、樹木 自動車1台

●事業担当課 市民生活部 危機管理課

一般会計(3 民生費)

1 暮らしと安心

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

●事業目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響を踏まえ子育て世帯を支援する観点から、子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を追加支給する。

●事業主体 雲仙市

●補正の理由 国より現金による追加支給を可能とすることが示されたため。

●事業費

(単位:千円)

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
352,079	348,786	700,865

●今回補正額の内訳

(単位:千円)

今回補正額	財源					今回補正額の節別内訳
	国	県	地方債	諸収入	一般財源	
348,786	348,785					需用費 97 1 役務費 689 負担金、補助及び交付金 348,000
(700,865)	(700,862)			(1)	(2)	
(財源割合)	(100%)					

※括弧書きは、補正後予算額及びその財源割合

●事業(補正)の内容

- (1)支給対象者
- ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)受給者
  - ②高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の保護者(所得が児童手当(本則給付)の対象となる所得制限額未満)
  - ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象となる新生児の保護者
- (2)支給額  
支給対象児童1人につき50,000円(追加支給分)
- (3)支給方法  
支給対象者①(公務員除く)については、通知書を送付し年内に支給予定(申請不要)  
支給対象者①の公務員及び支給対象者②、③については、申請受付後に支給予定

●事業担当課 健康福祉部 子ども支援課

## 子育て世帯への臨時特別給付金の一括支給について

### 1 事業の目的

子育て世帯への臨時特別給付金のクーポンを基本とした追加給付については、国から現金による支給、更に先行給付と併せた年内一括支給を可能とすることが示されたことを受け、雲仙市においては令和3年9月分の児童手当受給者(公務員を除く。)を対象に年内一括支給を実施する。

### 2 事業の概要

補正後の予算額 700,865 千円 (補助率 10/10)

#### (1) 支給対象者

- ① 令和3年9月分の児童手当(本則給付) 受給者
- ② 高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の保護者  
※保護者の所得が児童手当(本則給付)の対象となる所得制限額未満
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象となる新生児の保護者

#### (2) 支給額

支給対象児童1人につき10万円

(先行給付5万円と追加給付5万円の一括支給)

#### (3) 支給方法

- ・支給対象者①の児童手当受給者(公務員を除く。)については、給付額変更の通知書を送付し 12月24日(金)支給
- ・支給対象者①の公務員及び支給対象者②、③の高校生や新生児の保護者については、申請受付後に支給(受付開始:令和4年1月上旬を予定)